

体育施設における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン

(6月20日以降利用分)

令和2年6月16日

海津市教育委員会 スポーツ課

1 はじめに

本ガイドラインは、政府の「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（令和2年3月28日（令和2年5月4日変更）新型コロナウイルス感染症対策本部決定。以下、「対処方針」という。）及び岐阜県の「コロナ社会を生き抜く行動指針」（以下、「行動指針」という。）を踏まえ、体育施設における新型コロナウイルス感染予防対策として実施すべき基本的事項を整理したものである。

なお、国及び岐阜県から事業や施設の取扱いについて変更があった場合は、本ガイドラインについても見直しを図るものとする。

2 感染防止のための基本的な考え方

施設を管理するもの（以下、「施設管理者」という。）は、施設の規模やイベント・講座等の形態を十分に踏まえ、施設内及び市内において、当該施設の職員や出入りする事業者（以下、「職員等」という。）及び施設を利用する者（以下、「利用者」という。）への新型コロナウイルスの感染拡大を防止するため、最大限の対策を講ずるものとする。

特に①密閉空間（換気の悪い密閉空間である）、②密集場所（多くの人が密集している）、③密接場面（互いに手を伸ばしたら届く距離での会話や発声が行われる）という3つの条件（いわゆる「三つの密」）のある場所では、感染を拡大させるリスクが高いと考えられ、これを避けることなど、自己への感染を回避するとともに、他人に感染させないように徹底する。

3 リスク評価

施設管理者は、新型コロナウイルスの主な感染経路である①接触感染、②飛沫感染のそれぞれについて、施設の職員等や利用者、関連事業者等の動線や接触等を考慮したリスク評価を行い、そのリスクに応じた対策を検討する。

(1) 接触感染のリスク評価

接触リスク評価としては、他者と共有する物品やドアノブなど手が触れる場所と頻度を特定する。高頻度接触部位（ドアノブ、電気のスイッチ、手すりなど）には特に注意する。

(2) 飛沫感染のリスク評価

施設における換気の状態を考慮しつつ、人と人との距離がどの程度維持できるか、また、施設内で大声などを出す場がどこにあるかなどを評価する。

(3) 集客施設のリスク評価

現下の状況にあつて施設の活動を再開した場合に、大規模な利用等が見込まれるかどうか、市域を越えての利用が見込まれるか、人と人の距離が確保できるほどの利用にとどまるかどうか、これまでの実績等に鑑み、改めて評価する。

(4) 地域における感染状況のリスク評価

地域の生活圏において、地域での感染拡大の可能性が報告された場合の対応について検討する。感染拡大リスクが残る場合には、対応を強化することが必要となる可能性がある。

4 施設において対応すべき事項

(1) 共通事項

①実施体制

防止対策	具体的な方法・注意点
実効性のある対策実施	<ul style="list-style-type: none">○ 日々確認のための「利用者チェックリスト」を用意。 (ホームページに掲載)○ 発症時における迅速な利用者の追跡のため、あらかじめ連絡先を把握。<ul style="list-style-type: none">・個人利用は利用の都度提出。・団体利用は団体において把握。 (提出を求めた際は、即時提出できるよう願います)

②密集対策

防止対策	具体的な方法・注意点
密状態の回避	<ul style="list-style-type: none">○ 利用者同士の間隔確保 (できるだけ2 m。最低1 m) 利用者に周知。○ 可能な限り接触を減らすよう依頼<ul style="list-style-type: none">・受付時等における行列の間隔を確保する。
入場者の制限	<ul style="list-style-type: none">○ 入場制限 (より少ないほうがより好ましい)<ul style="list-style-type: none">・入場人数の制限や利用時間の短縮。 屋内50人 (体育館半面25人、格技系施設、トレーニングルームは25人) 屋外100人 (テニスコートは1面25人)・利用時間の制限 (最大利用時間は、3時間とする。)○ 市外団体、市外個人との試合、合同練習はしない。 (県等、上位団体からのやむを得ない大会の事前予約を除く)○ 入場時の健康確認<ul style="list-style-type: none">・発熱がある方、その他風邪症状がある方は利用をお断りする。 (利用者チェックリスト等により徹底)。

	<ul style="list-style-type: none"> ・運動等を実施する本人・保護者の意向を尊重し、参加を強制しない。
--	--

③密閉対策

防止対策	具体的な方法・注意点
密閉対策	<ul style="list-style-type: none"> ○ 頻繁な換気 30分に1回以上 ・複数の窓開けによる通気の良い換気、自動ドアの常時開放、換気扇の常時稼働、扇風機の外部へ向けての使用等。

④密接対策

防止対策	具体的な方法・注意点
飛沫対策	<ul style="list-style-type: none"> ○ 職員のマスク着用（必須） ○ 利用者のマスク着用（励行徹底） <ul style="list-style-type: none"> ・競技中のマスク着用については、状況により判断。 ・無理なく可能な範囲で着用（激しい運動、熱中症に注意） ○ 接触がある競技は可能な限り接触を減らす。 ○ 利用者同士の間隔確保（できるだけ2m 最低1m） ○ ミーティングの際も間隔確保（できるだけ2m 最低1m） ○ 利用申請時の対面場面の遮断装置

⑤衛生対策

防止対策	具体的な方法・注意点
手指の衛生	<ul style="list-style-type: none"> ○ 利用者の利用前後、休憩時の手洗い励行。 (学校開放施設利用の場合は、石鹸、手指消毒剤を利用者で準備) ・職員及び入場者の手指消毒の徹底。
廃棄物対策	<ul style="list-style-type: none"> ○ ごみは、必ず各自持ち帰っていただく。
職員の対応	<ul style="list-style-type: none"> ○ 毎日、職員の健康チェック（毎日の検温） <ul style="list-style-type: none"> ・体調不良（家族も含む）の場合は必ず休養。 ・日頃の行動制限（3密などのリスクがある場所への移動を控える等）を徹底。
利用者への周知	<ul style="list-style-type: none"> ○ 利用者への周知徹底 <ul style="list-style-type: none"> ・体調不良時の入場自粛。 ・団体への徹底（マスクのない方、検温していない方、体調不良の方は参加しないことを事前に徹底周知願う） ・学校開放施設を利用される場合には、利用後に利用した箇所の消毒作業を、利用者により行っていただく。

	<p>(児童、生徒の感染リスクを極力下げるため)</p> <p>ご利用の都度、鍵貸出窓口にて、消毒に使用する物品を係員に提示していただく。</p> <p>(別紙) 消毒確認票を、利用後に提出していただく。</p> <p>(ホームページに掲載)</p> <p>消毒液や除菌シートは利用者で用意をお願いする。</p> <p>学校開放時間を、鍵の貸し出し、返却、利用前利用後の消毒の時間を考慮し、学校屋内施設は9:00～21:00、学校屋外施設のナイターなしは9:00～16:30、学校屋外施設のナイターありは9:00～21:00とさせていただきます。</p> <p>別紙◆コロナ禍における学校開放施設の利用時間変更についてを参照</p> <p>(ホームページに掲載)</p>
--	--

(2) 利用者の安全確保のために実施すること

・ 利用者の健康チェック

- | |
|---|
| <p>① ～ ③ に該当する者の利用制限を実施する。</p> <p>①来館前に検温を行い、37.5 度以上の発熱があった場合（または平熱比1度超過）</p> <p>②息苦しさ（呼吸困難）・強いだるさや、咳などの比較的軽い風邪症状がある場合</p> <p>③2 週間以内に新型コロナウイルス感染者及び上記の症状がある人と接触した場合</p> |
|---|

・ 利用者数を制限し、滞在時間を短時間として管理運営

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 体育施設の利用は、海津市在住、在勤、在学の方に限定させていただきます。 ・ 収容定員の半分以下の人数を基準に利用状況を勘案し、新たに定員を設定し、入場者数を制限する 4 (1) ②参照 ・ 利用時間の制限（最大利用時間は、3時間とする。） |
|--|

・ 利用者の連絡先の把握

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 利用者に名簿（氏名・住所・電話番号）の提出を求める。 <p>集団感染が発生した場合、追跡調査ができるよう、利用者に対して、氏名及び緊急連絡先の情報を必要に応じて保健所等の公的機関へ情報提供されることについて事前に周知する。また、利用団体の代表者に対し、利用者の連絡先の把握を求める。</p> |
|---|

- ・ 換気が十分に行えない部屋は、貸出しを行わない。

窓がない部屋、一方向にしか換気が行えない部屋等。

- ・ 「リスク評価」の結果、具体的な対策を講じても十分な対応ができないと判断された場合は、施設の貸出しを中止とする。

(3) 職員等の安全確保のために実施すること

- ・ 職員等に対して定期的な検温や健康記録を促し、特に個人の平熱+1度以上の熱が記録された場合や、息苦しさ（呼吸困難）・強いだるさや、咳・咽頭痛などの軽い風邪症状が続く場合は、必要に応じて医療機関等の受診を促す。
- ・ 咳エチケット、マスクの着用、手洗い・手指の消毒を徹底して実施する。

(4) 再開にあたって特に留意すべきこと

- ・ 複数で利用する場合は、本人や保護者の意向を尊重し、参加を強制しない。
- ・ 大勢の人数が滞留しないための措置を講じる。

施設及び周辺での長時間の滞在は避ける。
ローテーションを組むなどして、一度に大勢集まらないよう工夫。
密閉 密集 密接 三密を避ける。(習慣づける)
人数を減らして活動するよう工夫する。
休憩スペース、観客席は利用しない。
更衣室は極力使用しない。
器具庫、トイレを使用の場合も密集を避ける。
施設への入退場の際も密集にならないよう、事前に確認し注意喚起、工夫する。
利用時間前には集合しない。利用終了時間前の完全撤収。

- ・ 共用品の利用、マナー等について。

- ・ できるだけ共用品を使わない。
- ・ タオルは持参し、自分以外のものにはふれない。
- ・ 道具は極力自分のものを持参。
- ・ 大声での会話の禁止、ハイタッチ禁止など飛沫や接触のない工夫（ヤジ、過度な応援、声出しをしないなど）

- ・ 感染が疑われるものが発生した場合、以下のとおり対応する。

- ・ 部屋の換気・清掃・消毒を行う。
- ・ 事実確認の上周知し、当該施設の利用を中止する。

(5) 施設管理

ア) 館内

- ・ 受付等において、透明ビニールカーテン等により職員等と利用者との間を遮断し、飛沫感染を予防する。
- ・ 清掃やゴミの廃棄を行う者は、マスクや手袋の着用を徹底する。
- ・ 清掃やゴミの廃棄作業を終えた後は、必ず石鹸と流水で手洗いを行う。

イ) ロビー、休憩スペース

- ・ 利用を禁止する。

ウ) 各施設

- ・ 利用者の入場制限を実施する。
- ・ 利用者同士の間隔確保（できるだけ2 m。最低1 m）
- ~~・ 1団体1日1枠の申請とし、1枠の時間は最大3時間とします。~~
- ~~・ 同日の他施設申請は不可とします。~~
- ~~・ ただし、感染リスクを下げるための特例措置を除く。~~
- ~~※ 1枠とは体育館の場合は半面、テニスコートの場合は1面とする。~~
- ※ 学校施設の床面については消毒液等を使用せず、通常のコップ掛け（乾拭き）**

- ・ できるだけ接触しないよう工夫のうえ使用
- ・ 共用のものをできるだけ使用しない

- ・ 頻繁な換気（30分に1回以上の換気）

- ・ 空気の流れを作るため、複数の窓がある場合、二方向の壁の窓を開放する。
- ・ 窓が一つしかない場合は、ドアを開ける。

(6) 周知

- ・ 主催者や利用者に対して、適切な感染防止対策を踏まえた施設利用をするよう徹底（施設借上げ時に説明）

- ・ 社会的距離の確保の徹底
- ・ 咳エチケット、マスクの着用、手洗い・手指の消毒の徹底
- ・ 健康管理の徹底（検温など）

- ・ 競技団体においては、各競技団体ごとのガイドラインを遵守のうえ活動すること。
- ・ **利用時間についても各競技団体、上位組織のガイドライン等を遵守すること。**

・新型コロナウイルス感染症については、日々状況が変化しているため、利用者各自も最新の情報に留意しながら安全確保に努めることとする。

・体育施設の利用は、海津市在住、在勤、在学の方に限定させていただく。(再掲)
(市体育協会、市スポーツ少年団などに在籍している市外者については、当該団体内での活動については可能とする。)